田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

資料 7

1. 経過等について

家庭的保育事業等は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられ、 原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の4類型があり ます。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4)事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。)

これに伴い、家庭的保育事業等の設置者や事業者については、国で定める家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、本市の条例により定める設備及び運営に 関する基準を満たす必要があるとされております。

2. 基準案について

	項目	国の基準	基準	市の基準	市の考え方
総則	最低基準の目的	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	最低基準の向上	1 市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉の場合にある。との場合にある。との場合にあることがです。)に対し、最低をできる。との設備及び運営をができる。との設備という。)に対し、最低基準を出さる。との設備というに対し、最低基準を常にある。との設備というに対し、最低基準を常にある。との設備というに対し、最低基準を常にある。との設備というに対しているように対している。	すべ	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総則	最低基準 と家事事 者等	1 家庭的保育事業者等は、最低 基準を超えて、常に、その設備及 び運営を向上させなければなら ない。 2 最低基準を超えて、設備を有 し、又は運営をしている家庭的保 育事業者等においては、最低基準 を理由として、その設備又は運営 を低下させてはならない。		国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家育等原の則	• " = " : " : " : " : " : " : " : " : " :	参すき準酌べ基		国のおり

4.65	/D		/> ==1	D 6 # 3# 1	H . I . M .
総	保育所と		参酌	国の基準と	国の方針の
則	の連携	問型保育事業者を除く。)は、利	すべ	同じ	とおり
		用乳幼児に対する保育が適正か			
		つ確実に行われ、及び家庭的保育	準		
		事業者等による保育の提供の終			
		了後も満3歳以上の児童に対し			
		て必要な教育(教育基本法(平成			
		18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項			
		に規定する法律に定める学校に			
		おいて行われる教育をいう。第3			
		号において同じ。)又は保育が継			
		続的に提供されるよう、次に掲げ			
		る事項に係る連携協力を行う保			
		育所、幼稚園又は認定こども園			
		(以下「連携施設」という。)を適			
		切に確保しなければならない。た			
		だし、連携施設の確保が著しく困			
		難であると市町村が認めるもの			
		において家庭的保育事業等(居宅			
		訪問型保育事業を除く。)を行う			
		家庭的保育事業者等については、			
		この限りでない。			
		2 利用乳幼児に集団保育を体			
		験させるための機会の設定、保育			
		の適切な提供に必要な家庭的保			
		育事業者等に対する相談、助言そ			
		の他の保育の内容に関する支援			
		を行うこと。			
		~11 / こと。 3 必要に応じて、代替保育(家			
		6 必要に応じて、代替保育(家			
		休暇等により保育を提供するこ			
		とができない場合に、当該家庭的			
		保育事業者等に代わって提供する。			
		る保育をいう。)を提供すること。			
		4 当該家庭的保育事業者等に			
		より保育の提供を受けていた利			
		用乳幼児を、当該保育の提供終了			
		に際して、当該利用乳幼児に係る			
		保護者の希望に基づき、引き続き			
		当該連携施設において受け入れ			
		て教育又は保育を提供すること。			
	ı	ı	1		

総則	家庭的保 育事業者 等と非常 災害	1 家庭的保育事業者等は、軽便 消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備を設けるとともに、 非常災害に対する具体的計画を 立て、これに対する不断の注意と 訓練をするように努めなければ ならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び 消火に対する訓練は、少なくとも 毎月1回は、これを行わなければ ならない。	参すき準酌べ基	国の基準と同じ	とおり
	家庭的保 育事業者 等の一般的 要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭 等の職員 の知 が技能の 向上等	1 家庭的保育事業者等の職員 は、常に自己研鑽に励み、法に定 めるそれぞれの事業の目的を達 成するために必要な知識及び技 能の修得、維持及び向上に努めな ければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員 に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければな らない。	参すき準酌べ基	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	他福等てる設職と会設せすのび基	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	すき準	同じ	とおり
	#	ただし、保育室及び各事業所に 特有の設備並びに利用乳幼児の 保育に直接従事する職員につい ては、この限りでない。	従 う き 基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用乳幼 児を平等 に取り扱 う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳 幼児の国籍、信条、社会的身分又 は利用に要する費用を負担する か否かによって、差別的取扱いを してはならない。	従べ基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総	虐待等の	家庭的保育事業者等の職員は、	従う	国の基準と	国の方針の
則	禁止	利用乳幼児に対し、法第33条の		同じ	とおり
2//	八五	10 各号に掲げる行為その他当該	基準	1.40	
		利用乳幼児の心身に有害な影響	25.7		
		を与える行為をしてはならない。			
	懲戒に係	家庭的保育事業者等は、利用乳	従る	国の甘淮し	国の方針の
	る権限濫	幼児に対し法第 47 条第3項の規		国の基準と	とおり
			基準	IHJ C	こわり
	用禁止	定により懲戒に関しその利用乳	本 毕		
		幼児の福祉のために必要な措置			
		を採るときは、身体的苦痛を与			
		え、人格を辱める等その権限を濫			
	(dea a) tota and	用してはならない。	/>		
	衛生管理	1 家庭的保育事業者等は、利用			国の方針の
	等	乳幼児の使用する設備、食器等又		同じ	とおり
		は飲用に供する水について、衛生			
		的な管理に努め、又は衛生上必要	準		
		な措置を講じなければならない。			
		2 家庭的保育事業者は、家庭的			
		保育事業所等において感染症又			
		は食中毒が発生し、又はまん延し			
		ないように必要な措置を講ずる			
		よう努めなければならない。			
		3 家庭的保育事業所等には、必			
		要な医薬品その他の医療品を備			
		えるとともに、それらの管理を適			
		正に行わなければならない。			
		4 居宅訪問型保育事業者は、保			
		育に従事する職員の清潔の保持			
		及び健康状態について、必要な管			
		理を行わなければならない。			
		5 居宅訪問型保育事業者は、居			
		宅訪問型保育事業所の設備及び			
		備品について、衛生的な管理に努			
		めなければならない。			
	食事		従う	国の基準と	国の方針の
	及爭	1 家庭的保育事業者等は、利用 乳幼児に食事を提供するときは、	化ラベき	国の基準と同じ	国のカ町の
		家庭的保育事業所等内で調理す	基準		こわり
		家庭的保育事業別等的で調達す	本毕		
		当該家庭的保育事業所等の調理			
		設備又は調理室を兼ねている他のなるない。			
		の社会福祉施設等の調理室にお			
		いて調理する方法を含む。)によ			
		り行わなければならない。			
		2 家庭的保育事業者等は、利用			
		乳幼児に食事を提供するときは、			
		その献立は、できる限り変化に富			
		み、利用乳幼児の健全な発育に必			

					1
総		要な栄養素を含有するものでな			
則		ければならない。			
		3 食事は、前項の規定によるほ			
		か、食品の種類及び調理方法につ			
		いて栄養並びに利用乳幼児の身			
		体的状況及び嗜好を考慮したも			
		のでなければならない。			
		4 調理は、あらかじめ作成され			
		た献立に従って行わなければな			
		らない。			
		5 家庭的保育事業者等は、利用			
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
		乳幼児の健康な生活の基本とし			
		ての食を営む力の育成に努めな			
		ければならない。			
	食事の提	1 以下の要件を満たす家庭的	従う	国の基準と	国の方針の
	供の特例	保育事業者等は、利用乳幼児に対	べき	同じ	とおり
	,,,,	する食事の提供について、調理し	基準		_ , ,
		搬入する方法により行うことが	4		
		できる。この場合において、必要			
		, ,			
		な調理のための加熱、保存等の調			
		理機能を有する設備を備えなけ			
		ればならない。			
		(1)利用乳幼児に対する食事の			
		提供の責任が当該家庭的保育事			
		業者等にあり、その管理者が、衛			
		生面、栄養面等業務上必要な注意			
		を果たし得るような体制及び調			
		理業務の受託者との契約内容が			
		確保されていること。			
		(2)家庭的保育事業所等又はそ			
		の他の施設、保健所、市町村等の			
		栄養士により、献立等について栄			
		養の観点からの指導が受けられ			
		る体制にある等、栄養士による必			
		要な配慮が行われること。			
		(3)調理業務の受託者を、当該家			
		庭的保育事業者等による給食の			
		趣旨を十分に認識し、衛生面、栄			
		養面等、調理業務を適切に遂行で			
		きる能力を有する者とすること。			
		(4)利用乳幼児の年齢及び発達			
		の段階並びに健康状態に応じた			
		食事の提供や、アレルギー、アト			
		ピー等への配慮、必要な栄養素量			
		の給与等、利用乳幼児の食事の内			
		容、回数及び時機に適切に応じる			
		ことができること。			
		(5)食を通じた利用乳幼児の健			

	1		Т		
総		全育成を図る観点から、利用乳幼			
則		児の発育及び発達の過程に応じ			
		て、職に関し配慮すべき事項を定			
		めた食育に関する計画に基づき			
		食事を提供するよう努めること。			
		2 搬入施設は、以下に掲げるい			
		ずれかの施設とする。			
		(1)連携施設			
		(2)家庭的保育事業者等と同一			
		の法人又は関連法人が運営する			
		小規模保育事業若しくは事業所			
		内保育事業を行う事業所、社会福			
		社施設、医療機関等			
		(3)学校給食法(昭和29年法律第			
		160 号) 第3条第2項に規定する			
		義務教育諸学校又は同法第6条			
	4年 1年 2月 7月 1	に規定する共同調理場	全 形	日の世迷し	日の七年の
	利用乳幼				
	児及び職	乳幼児に対し、利用開始時の健康		同じ	とおり
	員の健康	診断、少なくとも1年に2回の定			
	診断	期健康診断及び臨時の健康診断	準		
		を、学校保健安全法(昭和33年法			
		律第56号)に規定する健康診断に			
		準じて行わなければならない。			
		2 家庭的保育事業者等は、前項			
		の規定にかかわらず、児童相談所			
		等における乳児又は幼児(以下			
		「乳幼児」という。)の利用開始			
		前の健康診断が行われた場合で			
		あって、当該健康診断が利用乳幼			
		児に対する利用開始時の健康診			
		断の全部又は一部に相当すると			
		認められるときは、利用開始時の			
		健康診断の全部又は一部を行わ			
		ないことができる。この場合にお			
		いて、家庭的保育事業者等は、児			
		童相談所等における乳幼児の利			
		用開始前の健康診断の結果を把			
		握しなければならない。			
		3 健康診断をした医師は、その			
		結果必要な事項を母子健康手帳			
		又は利用乳幼児の健康を記録す			
		る表に記入するとともに、必要に			
		応じ保育の提供又は法第 24 条第			
		6項の規定による措置を解除又			
		は停止する等必要な手続をとる			
		ことを、家庭的保育事業者等に勧			
		ことを、家庭的休育事業有等に働			
		ロレなり40はなりない。			

総則		4 家庭的保育事業等の職員の 健康診断に当たっては、特に利用 乳幼児の食事を調理する者につ き、綿密な注意を払わなければな らない。			
	家育等内規定的保証のの	家庭的保育事業者等は、次の各 号に掲げる事業の運営に関する規定を の重要事は、でのを定 の重要事はに関する規定を での はない。 (1)事業の目的及び運営方針 (2)提供する保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の 内容 (4)保育の提供を行う日を (5)保護者からでで の種類、支払いを求める理由及び時間、提供を行わらずある (6)乳児、幼児の区分ごとの利用 定員 (7)家庭的保育事業等の 別名の関連での 開始、たっての 開始、との に関する事項 (10)虐待防止のための措置に関する 運営に関する 運営に関する 運営に関する (11)をの (11)を (12)を (13)を (14)との (15)との (16)との (16)との (16)との (17)を (17)を (18)を			国の方針のとおり
	家庭的保 育事業所 等に備え る帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の 処遇の状況を明らかにする帳簿 を整備しておかなければならない。	すべ		国の方針のとおり
	秘密保持		従べ基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総		じなければならない。			
則	#: k= //		幺 巫	日の甘油1	日の七年の
	苦情等へ の対応	1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児		国の基準と同じ	国の方針のとおり
	√	又はその保護者等からの苦情に		I IFI C	C 40 9
		迅速且つ適切に対応するために、	進		
		苦情を受け付けるための窓口を	,		
		設置する等の必要な措置を講じ			
		なければならない。			
		2 家庭的保育事業者等は、その			
		行った保育に関し、当該保育の提			
		供又は法第24条第6項の規定に			
		よる措置に係る市町村から指導			
		又は助言を受けた場合は、当該指 導又は助言に従って必要な改善			
		等又は助言に使って必要な以音 を行わなければならない。			
家	設備の基		参酌	国の基準と	国の方針の
庭	準	その他の場所であって、以下の要	すべ	同じ	とおり
的		件を満たす場所で実施するもの	き基		
保		とする。	準		
育		(1)乳幼児の保育を行う専用の	(調		
事		部屋を設けること。	理設		
業		(2)保育を行う専用の部屋(9.9	備に		
		m以上(保育する乳幼児が3人を 却える場合には1人につき2.2 mg	係る		
		超える場合には 1 人につき 3.3 m を加えた面積))を設けること。	部分のみ		
		(3)乳幼児の保健衛生上必要な	従う		
		採光、照明及び換気の設備を有す	べき		
		ること。	基		
		(4)衛生的な調理設備及び便所	準)		
		を設けること。			
		(5)同一敷地内に乳幼児の屋外			
		における遊戯等に適した広さの			
		庭(付近にあるこれに代わるべき 場所を含む。次号において同じ)			
		物別を占む。 次々において同じ) があること。			
		(6)庭の面積は、満2歳以上の幼			
		児1人につき、3.3 ㎡以上である			
		こと。			
		(7)火災報知機及び消火器を設			
		置するとともに、消火訓練及び避			
		難訓練を定期的に実施すること。			
	職員	1 家庭的保育事業を行う場所	従う	国の基準と	国の方針の
		は、以下に規定する家庭的保育	べき	同じ	とおり
		者、嘱託医及び調理員を置かなけ	基準		
		ればならない。ただし、次の各号 にいずれかに該当する場合には、			
		にいりれかに該ヨりる場合には、 調理員を置かないことができる。			
		WH/生界で担かないことがてよる。			

<u> </u>		(1) 細四类效の人如た系式上で			
家庭		(1)調理業務の全部を委託する			
庭		場合			
的		(2)搬入施設から食事を搬入す			
保女		る場合			
育士		2 家庭的保育者は、市町村長が			
事		行う研修(市町村長が指定する都			
業		道府県知事その他の機関が行う			
		研修を含む。)を修了した保育士			
		又は保育士と同等以上の知識及			
		び経験を有すると市町村長が認			
		めるものであって、以下のいずれ			
		にも該当する者とする。			
		(1)保育を行っている乳幼児の			
		保育に専念できる者			
		(2)法第 18 条の5各号及び法第			
		34条の20第1項第4号のいずれ			
		にも該当しない者			
		3 家庭的保育者1人が保有す			
		ることができる乳幼児の数は、3			
		人以下とする。ただし、家庭的保			
		育者が、家庭的保育補助者(市町			
		村長が行う研修(市町村長が指定			
		する都道府県知事その他の機関			
		が行う研修を含む。)を修了した			
		者であって、家庭的保育者を補助			
		するものをいう。第 34 条第2項			
		において同じ。)とともに保育す			
		る場合には、5人以下とする。			
	保育時間	家庭的保育事業における保育	参酌	国の基準と	国の方針の
		時間は、1日につき8時間を原則	すべ	同じ	とおり
		とし、乳幼児の保護者の労働時間	き基		
		その他家庭の状況等を考慮して、	進		
		家庭的保育事業を行う者が定め			
		るものとする。			
	伊女の中		谷 🌣	日の世迷し	団の七年の
	保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉	従う	国の基準と	国の方針の
	容	施設の設備及び運営に関する基準/四年の2年に大会第62日)第	べき	同じ	とおり
		準(昭和23年厚生省令第63号)第	基準		
		35 条に規定する厚生労働大臣が			
		定める指針に準じ、家庭的保育事業の特殊に図ぎして、伊奈古ス型			
		業の特性に留意して、保育する乳			
		幼児の心身の状況等に応じた保			
		育を提供しなければならない。			
	保護者と	家庭的保育事業者は、常に保育	参酌	国の基準と	国の方針の
	の連絡	する乳幼児の保護者と密接な連	すべ	同じ	とおり
		絡をとり、保育の内容等につき、	き基		
		その保護者の理解及び協力を得	準		
		るよう努めなければならない。			
			<u> </u>		

1.	1. 扫 挫 /□	1. 担掛伊本事業は 1. 担乗四大	谷	日の甘油1	日の七年の
小坦	小規模保	小規模保育事業は、小規模保育	従う	国の基準と	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
規	育事業の	事業A型、小規模保育事業B型、	べき	同じ	とおり
模	区分	小規模保育事業C型とする。	基準		
保					
育					
事					
業					
小	設備の基	1 小規模保育事業A型を行う	参 酌	国の基準と	国の方針の
規	準	事業所(以下「小規模保育事業所	すべ	同じ	とおり
模		A型」という。)の設備の基準は、	き基		
保		次のとおりとする。	準		
育		(1)乳児又は満2歳に満たない	(調		
事		幼児を利用させる小規模保育事	, ,, .		
業		業所A型には、乳児室又はほふく	備に		
A		室、調理設備及び便所を設けるこ			
型型		と。	部分		
主		^{⊂。} (2)乳児室又はほふく室の面積			
		(2)乳児至又ははあく至の面積 は、乳児又は前号の幼児1人につ	がみる		
			べき		
		き3.3 ㎡以上であること。	基基		
		(3)乳児室又はほふく室には、保			
		育に必要な用具を備えること。	準)		
		(4)満2歳以上の幼児を利用さ			
		せる小規模保育事業所A型には、			
		保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、			
		調理設備及び便所を設けること。			
		(5)保育室又は遊戯室の面積は、			
		幼児1人につき 1.98 ㎡以上、屋			
		外遊戯場の面積は、幼児1人につ			
		き 3.3 ㎡以上であること。			
		(6)保育室又は遊戯室には、保育			
		に必要な用具を備えること。			
		(7)乳児室、ほふく室、保育室又			
		は遊戯室(以下「保育室等」とい			
		う。)を2階に設ける建物は、次			
		のア、イ及びカの要件に、保育室			
		等を3階以上に設ける建物は、次			
		の各号に掲げる要件に該当する			
		ものであること。			
		ア 建築基準法(昭和 25 年法律			
		第 201 号)第2条第9号の2に			
		規定する耐火建築物又は同条			
		第9号の3に規定する準耐火			
		建築物であること。 イ 保育室等が設けられてい			
		る次の表の左欄に掲げる階に			
		応じ、同表の中欄に掲げる区分			
		ごとに、それぞれ同表の右欄に			
		掲げる施設又は設備が1以上			

小	設備の基	設(けられて	ていること。	参酌	国の基準と	
規模	準	階	区分	設備	すべき基	同じ	とおり
保		2	常用	1 屋内階段	準		
育		階	1117/13	2 屋外階段	(調		
事			避難	1 建築基準法施	理設		
業			用	行令第123条第1項	備に		
Α				各号又は同条第3	係る		
型				項各号に規定する	部分		
				構造の屋内階段	のみ		
				2 待避上有効な	従う		
				バルコニー	べき 基		
				3 建築基準法第 2条第7号の2に	進)		
				規定する準耐火構	7		
				造の屋外傾斜路又			
				はこれに準ずる設			
				備			
				4 屋外階段			
		3	常用	1 建築基準法施			
		階		行令第123条第1項			
				各号又は同条第3			
				項各号に規定する 構造の屋内階段			
				神垣の屋内階段 2 屋外階段			
			避難	1 建築基準法施			
			用用	行令第123条第1項			
				各号又は同条第3			
				項各号に規定する			
				構造の屋内階段			
				2 建築基準法第			
				2条第7号に規定			
				する耐火構造の屋			
				外傾斜路又はこれ に準ずる設備			
				3 屋外階段			
		4	常用				
		4 階	吊川 	1 建築基準法施 行令第123条第1項			
		以		各号又は同条第3			
		上		項各号に規定する			
		0		構造の屋内階段			
		階		2 建築基準法施			
				行例第123条第2項			
				各号に規定する構			
				造の屋外階段			

小	設備の基	4	避難	1 建築基準法施	参酌	国の其淮レ	国の方針の
規	準	階	用用	行令第123条第1項	すべ	同じ	とおり
模	+	以) I I	各号又は同条第3	き基		
保		上		項各号に規定する	進		
育		の		構造の屋内階段(た	一 調		
事		階		だし、同条第1項の	理設		
業		l'H		場合においては、当	備に		
A				該階段の構造は、建	係る		
型				築物の1階から保	部分		
				育室等が設けられ	のみ		
				ている階までの部	従う		
				分に限り、屋内と階	べき		
				段室とは、バルコニ	基		
				一又は付室を通じ	進)		
				て連絡することと			
				し、かつ、同条第3			
				項第2号、第3号及			
				び第9号を満たす			
				ものとする。)			
				2 建築基準法第			
				2条第7号に規定			
				する耐火構造の屋			
				外傾斜路			
				2 建築基準法施			
				行令第123条第2項			
				各号に規定する構			
				造の屋外階段			
				場げる施設及び設備 1000年			
			—, ··	有効な位置に設けら			
				保育室等の各部分			
			•	立置に至る歩行距離			
				トル以下となるよう			
				れていること。 増促会恵業所A刑の			
		工		模保育事業所A型の (次に掲げる要件のい			
		., -		(炎に掲ける晏件のい 該当するものを除く)			
				級ヨッるものを <i>除</i> へた 分と小規模保育事業			
				別と小規模休月事業 調理設備の部分が建			
				調理設備の部分が建 第2条第7号に規定			
				構造の床若しくは壁			
				基準法施行令第112条			
				規定する特定防火設			
				されていること。この			
				いて、換気、暖房又は			
		.,.,		構の風道が、当該床若			
				を貫通する部分又は			
		<u>ک</u> ک	れに近	接する部分に防火上			

小	職員	1 小規模保育事業所A型を行	従う	国の基準と	国の方針の
規		う事業所には、保育士、嘱託医	べき	同じ	とおり
模		及び調理員を置かなければな	基準		
保		らない。ただし、調理業務の全			
育		部を委託する事業所又は食事			
事		の提供の特例により搬入施設			
業		から食事を搬入する事業所に			
Α		あっては、調理員を置かないこ			
型		とができる。			
		2 保育士の数は、次の各号に掲			
		げる区分に応じ、当該各号に定			
		める数の合計数に1を加えた			
		数以上とする。			
		(1)乳児 おおむね3人につき			
		1人			
		(2)満1歳以上満3歳に満たな			
		い幼児 おおむね6人につき			
		1人			
		(3)満3歳以上満4歳に満たな			
		い児童 おおむね 20 人につき			
		1人(児童福祉法第6条の3第			
		10 項第2号の規定に基づき受			
		け入れる場合に限る。次号にお			
		いて同じ。)			
		(4)満4歳以上の児童 おおむ			
		ね30人につき1人			
		3 前項に規定する保育士の数			
		の算定に当たっては、当該事業			
		所に勤務する保健師又は看護			
		師を、1人に限り、保育士とみ			
	保育時間	なすことができる。	参酌	国の基準と	国の方針の
	小月时间		が削すべ	国の基準と	とおり
			き基		
			進		
	保育内容		従う	国の基準と	国の方針の
	NV HI 1/17	家庭的保育事業の規定に準じる	べき	同じ	とおり
		77.//C.13 FIFT 3 7/2 7/90/C1 - 1 0 0	基準		
	保護者と		参酌	国の基準と	国の方針の
	の連絡		すべ		
	7,2/11		き基		
			準		

1.	啦旦	1 1. 担掛切去声楽り到れたる	公子 5	見の甘漁し	団の土針の
小	職員		従う	国の基準と	, ,
規		事業所には、保育士、その他保		同じ	とおり
模		育に従事する職員として市町	基準		
保		村長が行う研修(市町村長が指			
育		定する都道府県知事その他の			
事		機関が行う研修を含む。)を修			
業		了した者(以下この条において			
В		「保育従事者」という。)、嘱			
型		託医及び調理員を置かなけれ			
		ばならない。ただし、調理業務			
		の全部を委託する事業所又は			
		食事の提供の特例により搬入			
		施設から食事を搬入する事業			
		所にあっては、調理員を置かな			
		いことができる。			
		2 保育従事者の数は、次の各号			
		に掲げる区分に応じ、当該各号			
		に定める数の合計数に1を加			
		えた数以上とし、そのうち半数			
		以上は保育士とする。			
		(1)乳児 おおむね3人につき			
		1 人			
		(2)満1歳以上満3歳に満たな			
		い幼児おおむね6人につき			
		1人			
		(3)満3歳以上満4歳に満たな			
		い児童 おおむね 20 人につき			
		1人(児童福祉法第6条の3第			
		10 項第2号の規定に基づき受			
		け入れる場合に限る。次号にお			
		いて同じ。)			
		(4)満4歳以上の児童 おおむ			
		ね 30 人につき 1 人			
		3 前項に規定する保育士の数			
		の算定に当たっては、当該事業所			
		に勤務する保健師又は看護師を、			
		1人に限り、保育士とみなすこと			
		ができる。			
	設備の基	-	杂酚 士	国の甘淮」	国の土仏の
			参酌す	国の基準と	国の方針の
	準		べき基準(翌	同じ	とおり
			準(調		
		小規模保育事業A型の規定に準	理設備		
		じる。	に係る		
			部分の		
			み従う		
			べき基		
			準)		
			<u> </u>		l .

規 模 保 育 保育内容 事 業 R	つ方針の 3り つ方針の 3り つ方針の
模保 (保育内容事業の規定に準じる事業の規定に準じる事業の規定に準じる事業の規定に準じる事業の規定に準じる事業と 国の基準と 国のとまり。 ままり。 ままり。 ままり。 ままり。 ままり。 ままり。 ままり。	つ方針の 3り つ方針の 3り つ方針の
保育内容事業の規定に準じる業 準 従う 国の基準と国のとま 基準 保護者との連絡 参酌 国の基準と同じ とま 基準 小 設備の基 準 事業所の設備基準は、次のとおり とする。 (1)乳児又は満2歳に満たない 幼児を利用させる小規模保育事業 (調業所C型には、乳児室又はほふく案、調理設備及び便所を設けること。 で 調理設備及び便所を設けるこ 保 る	5り つ方針の 5り つ方針の
育事業 保育内容 家庭的保育事業の規定に準じる 従う 国の基準と 国の とま 基準 保護者との連絡 参酌 国の基準と 国の とま 準 準 同じ とま 準 国の とま 準 国の とま 準 国の とま を ま ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま ま で ま	5り つ方針の 5り つ方針の
事業 家庭的保育事業の規定に準じる べき基準 同じ とおます 保護者との連絡 の連絡 参酌 国の基準と同じ とおり すべ 同じ き基準 小 設備の基 現準 1 小規模保育事業 C型を行う 事業所の設備基準は、次のとおり とおりとする。 (1)乳児又は満2歳に満たない き基準 幼児を利用させる小規模保育事業所 C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 備に 係る 準 に 係る	5り つ方針の 5り つ方針の
業 B型 保護者との連絡 参酌 国の基準と 国のとませる。同じきまります。 小 設備の基準 1 小規模保育事業 C型を行う参酌 国の基準と 国のとまります。 国の基準と 国のとまります。 規準 事業所の設備基準は、次のとおります。 すべきまます。 保保育業保存のとおります。 はよれています。 はまれています。 保保育業保存のとおります。 まままます。 はまれています。 などままます。 などまままます。 ははたまままます。 保保育業 はまます。 はまままます。 はままままます。 などまままます。 はにまままます。 はによまままます。 などまままます。 はによままままます。 はによままままままます。 などままままます。 はによまままままままままままままままままままままままままままままままままままま)方針の ib)方針の
B型 保護者と の連絡 参酌 国の基準と 国の を基準 準	う方針の
型 保護者と の連絡	う方針の
型 の連絡 すべ き 基 準	う方針の
小 設備の基 1 小規模保育事業 C型を行う 参酌 国の基準と 国の とま 事業所の設備基準は、次のとおり すべ さま とする。 (1)乳児又は満 2歳に満たない 準	の方針の
小 設備の基 1 小規模保育事業C型を行う 参酌 国の基準と 国の 基準と 国の とま をする。	-
小 設備の基 1 小規模保育事業 C型を行う 参 酌 国の基準と 国の規 準 事業所の設備基準は、次のとおり すべ さま とする。 (1)乳児又は満 2歳に満たない 準	
規 準 事業所の設備基準は、次のとおり すべ 同じ とませる。 (1)乳児又は満2歳に満たない 準 幼児を利用させる小規模保育事 業所C型には、乳児室又はほふく 理 設 室、調理設備及び便所を設けるこ 備 に と。 係 る	
模保とする。 (1)乳児又は満2歳に満たない うり児を利用させる小規模保育事 業所C型には、乳児室又はほふく 室、調理設備及び便所を設けるこ と。き基準 (調理設備を設けること。	3 9
保(1)乳児又は満2歳に満たない準育幼児を利用させる小規模保育事(調事業所C型には、乳児室又はほふく理設業室、調理設備及び便所を設けるこ備にCと。係る	
育事 幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく理設業 理設 業所C型には、乳児室又はほふく環設備にないで使所を設けること。 備に係る	
事 業所C型には、乳児室又はほふく 理 設 室、調理設備及び便所を設けるこ 備 に と。	
業 室、調理設備及び便所を設けるこ 備 に 係 る	
C と。 係る	
型 (2)乳児至又はほかく至の囲痕 節 分	
は、乳児又は前号の幼児1人につしのみした。これには、乳児又は前号の幼児1人につしのみした。これには、乳児上ではステル	
き 3.3 m ² 以上であること。	
(3)乳児室又はほふく室には、保 べ き	
育に必要な用具を備えること。 基	
(4)満2歳以上の幼児(児童福祉 準)	
法第6条の3第10項第2号の規	
定に基づき保育が必要と認めら	
れる児童であって満3歳以上の	
ものを受け入れる場合にあって	
は、当該児童を含む。以下この章	
において同じ。)を利用させる小	
規模保育事業所C型には、保育室	
又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設	
備及び便所を設けること。	
(5)保育室又は遊戯室の面積は、	
満2歳児以上の幼児1人につき	
3.3 ㎡以上、屋外遊戯場の面積は、	
前号の幼児1人につき3.3 m²以上	
であること。	
(6)保育室等を2階以上に設け	
る建物は、小規模保育事業A型の	
設備基準に掲げる要件に該当す	
るものであること。	
職員 1 小規模保育事業所C型を行 従う 国の基準と 国の	万針の
う事業所には、家庭的保育者、嘱 べき 同じ とお	3 9
託医及び調理員を置かなければ 基準	
ならない。ただし、調理業務の	

小規模保育事業C型		全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。			
	利用定員	小規模保育事業所C型は、児童 福祉法第6条の3第10項の規定 にかかわらず、その利用定員を6 人以上10人以下とする。	従っき	国の基準と同じ	国の方針の とおり
	保育時間		参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる	従 べ 基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者と の連絡		参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	1 居宅訪問型保育を行う提供である。(1)障害、疾のとする。(1)障害、疾病等の程度を勘索のとする。(1)障害、疾病等の程度を勘索のとする。(1)障害、疾病等の程度を勘察の程度を勘察のとする。(1)障害、疾病等の程度を対して、生活ののという。というでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	参すき準酌べ基	国の基準と同じ	国の方針の とおり

				T	1
居		る必要性が高いと市町村が認め			
宅		る乳幼児に対する保育			
訪		(5)離島その他の地域であって、			
問		居宅訪問型保育事業以外の家庭			
型		的保育事業等の確保が困難であ			
保		ると市町村が認めるものにおい			
育		て行う保育			
事	設備及び	居宅訪問型保育事業者が当該	従う	国の基準と	国の方針の
業	備品	事業を行う事業所には、事業の運	べき	同じ	とおり
		営を行うために必要な広さを有	基準		
		する専用の区画を設けるほか、保			
		育の実施に必要な設備及び備品			
		等を備えなければならない。			
	職員	居宅訪問型保育事業において	従う	国の基準と	国の方針の
		家庭的保育者が1人が保育する	べき	同じ	とおり
		ことができる乳幼児(児童福祉法	基準		
		第6条の3第 11 項第2号の規定			
		に基づき保育が必要と認められ			
		る児童であって満3歳以上のも			
		.,			
		のを受け入れる場合にあっては、			
		当該児童を含む。以下この章にお			
		いて同じ。)の数は1人とする。			
	居宅訪問	居宅訪問型保育事業者は、障	従う	国の基準と	国の方針の
	型保育連		べき	同じ	とおり
	携施設	保育が著しく困難であると認め	基準		C 40)
	扬旭议		巫毕		
		られる乳幼児に対する保育を行			
		う場合にあっては、当該乳幼児の			
		障害、疾病等の状態に応じ、適切			
		な専門的な支援その他の便宜の			
		供与を受けられるよう、あらかじ			
		め連携する障害児入所支援施設			
		(児童福祉法第42条に規定する障			
		害児入所施設をいう。) その他の			
		市町村の指定する施設(この条に			
		おいて「居宅訪問型保育連携施			
		設」という。)を適切に確保しな			
		ければならない。ただし、離島そ			
		の他の地域であって、居宅訪問型			
		保育連携施設の確保が著しく困			
		難であると市町村が認めるもの			
		において居宅訪問型保育事業を			
		行う居宅訪問型保育事業者につ			
		いては、この限りでない。			

	/			/>		I 1 A.1
居	保育時間			参酌	国の基準と	
宅				すべ	同じ	とおり
訪問				き基準		
型型	保育の内			逆後う	国の基準と	国の方針の
保保	容			化りべき	国の基準と同じ	国の万町の
育	谷	家庭的母苔基	事業の規定に準じる	基準		209
事		3个/座FJ/F/ 月 3	未りがたに芋ひる	坐午		
業	保護者と			参酌	国の基準と	国の方針の
	の連携			ずが		とおり
	V) (±1)75			き基	FJ C	C 40 9
				進		
				'		
事	利用定員		R育事業を行う者は、	参酌		国の方針の
業	の設定	-		すべ	同じ	とおり
所			じ、それぞれの右欄に	き基		
内			他の乳児又は幼児の	準		
保玄		· ·	て市町村が定める乳の字号やな訊はなく			
育事		初兄級以上(てはならない	の定員枠を設けなく			
尹		くはならなく	0			
未						
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数			
		1人~5人	1人			
		6人~7人	2人			
		8人~10人	3人			
		11 人~15 人	4人			
		16 人~20 人	5人			
		21 人~25 人	6人			
		26 人~30 人	7人			
		31 人~40 人	10 人			
		41 人~50 人	12 人			
		51 人~60 人	15 人			
		61 人~70 人	20 人			
		71 人以上	20 人			
				•	•	

事	設備の基	1 事業所内保育事業(利用定員	参 酌	国の其准と	国の方針の
業	進	が20人以上のものに限る。以下		同じ	とおり
所	7	「保育所型事業所内保育事業」と			
内		いう。)を行う事業所(以下「保育			
保		所型事業所内保育事業所」とい			
育		う。)の設備の基準は、次のとお	理設		
事		りとする。	煙取備に		
業		. , - 9			
未		(1)乳児又は満2歳に満たない			
		幼児を入所させる保育所型事業			
		所内保育事業所には、乳児室又は	がみが		
		ほふく室、医務室、調理室(当該			
		保育所型事業所内保育事業所を	べき		
		設置及び管理する事業主が事業	基準)		
		所に附属して設置する炊事場を	準)		
		含む。)及び便所を設けること。			
		(2)乳児室の面積は、乳児又は前			
		号の幼児1人につき 1.65 ㎡以上			
		であること。			
		(3)ほふく室の面積は、乳児又は			
		第1号の幼児1人につき3.3 ㎡以			
		上であること。			
		(4)乳児室又はほふく室には、保			
		育に必要な用具を備えること。			
		(5)満2歳以上の幼児を入所さ			
		せる保育所型事業所内保育事業			
		所には、保育室又は遊戯室、屋外			
		遊戲場(保育所型事業所内保育事			
		業所の付近にある屋外遊戯場に			
		代わるべき場所を含む。次号にお			
		いて同じ。)、調理室及び便所を			
		設けること。			
		(6)保育室又は遊戯室の面積は、			
		前号の幼児1人につき 1.98 ㎡以			
		上、屋外遊戯場の面積は、前号の			
		幼児1人につき 3.3 m ² 以上である			
		こと。			
		(7)保育室又は遊戯室には、保育			
		に必要な用具を備えること。			
		(8)乳児室、ほふく室、保育室又			
		は遊戯室(以下「保育室等」とい			
		う。)を2階に設ける建物は、次			
		のア、イ及びカの要件に、保育室			
		等を3階以上に設ける建物は、次			
		に掲げる要件に該当するもので			
		あること。			
		ア 建築基準法第2条第9			
		号の2に規定する耐火建築			
		物又は同条第9号の3に規			

	,					ı	,
事			定する	準耐火建築物である			
業			こと				
所			イ保	育室等が設けられて			
内				の表の左欄に掲げる			
保				じ、同表の中欄に掲げ			
育				ごとに、それぞれ同表			
事				に掲げる施設又は設			
業		,	備が 1	以上設けられている			
			こと。				
	設備の基				参酌	国の基準と	国の方針の
	準	階	区分	設備	すべ	同じ	とおり
	7	-			き基		
		2	常用	1 屋内階段			
		階		2 屋外階段	準		
			避難	1 建築基準法施	(調		
			用	行令第123条第1項	理 設		
				各号又は同条第3	備に		
				項各号に規定する	係る		
				構造の屋内階段	部分		
				2 待避上有効な	のみ		
				バルコニー	従う		
				3 建築基準法第	べき		
				2条第7号の2に	基		
				規定する準耐火構	準)		
				造の屋外傾斜路又			
				はこれに準ずる設			
				備			
				4 屋外階段			
		3	常用	1 建築基準法施			
		階		行令第123条第1項			
				各号又は同条第3			
				項各号に規定する			
				構造の屋内階段			
				2 屋外階段			
			避難	1 建築基準法施			
			用	行令第123条第1項			
				各号又は同条第3			
				項各号に規定する			
				構造の屋内階段			
				2 建築基準法第			
				2条第7号に規定			
				する耐火構造の屋			
				外傾斜路又はこれ			
				に準ずる設備			
				3 屋外階段			
				<u> </u>			

	担性の甘	1	24 III	4	↔ ± L	日の甘油し	日の七年の
事	設備の基	4	常用	1 建築基準法施	参酌	国の基準と	国の方針の
業	準	階		行令第123条第1項	すべ	同じ	とおり
所		以		各号又は同条第3	き基		
内		上		項各号に規定する	準		
保工		(T)		構造の屋内階段	(調		
育		階		2 建築基準法施	理設		
事				行令第123条第2項	備に		
業				各号に規定する構	係る		
			!!!!	造の屋外階段	部分		
			避難	1 建築基準法施	のみ		
			用	行令第123条第1項	従う		
				各号又は同条第3	べき		
				項各号に規定する	基		
				構造の屋内階段(た	準)		
				だし、同条第1項の			
				場合においては、当			
				該階段の構造は、建			
				築物の1階から保			
				育室等が設けられ			
				ている階までの部			
				分に限り、屋内と階			
				段室とは、バルコニ			
				一又は付室を通じ			
				て連絡することと			
				し、かつ、同条第3			
				項第2号、第3号及			
				び第9号を満たす			
				ものとする。)			
				2 建築基準法第			
				2条第7号に規定			
				する耐火構造の屋			
				外傾斜路			
				2 建築基準法施			
				行令第123条第2項			
				各号に規定する構			
				造の屋外階段			
		ウ	イに打	 掲げる施設及び設備			
		から	避難上 を	有効な位置に設けら			
		れ、	かつ、	保育室等の各部分			
		カン	うその-	ーに至る歩行距離			
		が	30 メー	・トル以下となるよう			
		に言	没けられ	れていること。			
		エ	保育	所型事業所内保育事			
		業所の	の調理	室(次に掲げる要件の			
				該当するものを除く)			
		以外(の部分	と調理室の部分が建			
		始 甘:	准计符	2条第7号に規定す	1		
		架本	毕伍先	4 米男 4 夕に祝足り			

	⇒π. <i>I</i> #: ∞ ++	フェルサルの中サレノロローロ	↔ ="1.	日の世迷り	되 소 사 시 소
事	設備の基	る耐火構造の床若しくは壁又は	参酌		' ' ' ' ' ' ' '
業	準	建築基準法施行令第112条第1項	-	同じ	とおり
所		に規定する特定防火設備で区画			
内		されていること。この場合におい	-		
保		て、換気、暖房又は冷房の設備の	(調		
育		風道が、当該床若しくは壁を貫通	理 設		
事		する部分又はこれに近接する部	備に		
業		分に防火上有効にダンパーが設	係る		
		けられていること。	部分		
		(ア)スプリンクラー設備そ	のみ		
		の他これに類するもので	従う		
		自動式のものが設けられ			
		ていること。	基		
		(イ)調理用器具の種類に応	_		
		じて有効な自動消火装置	'=)		
		11/2/2			
		が設けられ、かつ、当該調			
		理室の外部への延焼を防			
		止するために必要な措置			
		が講じられていること。			
		才 保育所型事業所内保育事			
		業所の壁及び天井の室内に面			
		する部分の仕上げを不燃材料			
		でしていること。			
		カ 保育室等その他乳幼児が			
		出入りし、又は通行する場所			
		に、乳幼児の転落事故を防止す			
		る設備が設けられていること。			
		キ 非常警報器具又は非常警			
		報設備及び消防機関へ火災を			
		通報する設備が設けられてい			
		ること。			
		ク 保育所型事業所内保育事			
		業所のカーテン、敷物、建具等で			
		可燃性のものについて防炎処理			
		が施されていること。			
	<u> </u>				

事業所內保育事業	1 保育所型事業所内保育といい。 保育士、嘱託医及ない。 保育士、嘱託医及ない。 を置かなければな全部を供の 特別とし、業別のない。 特別でする事がいい。 をからし、できるのでは、次の各号のでは、次の名のの名のでは、ない、といい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		国の方針のとおり

事業所内保育事業	連携施設 に関する 特例	保育所型事業所内保育事業を 行う者にあっては、連携施設を確 保しないことができる。	従べき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間		参すき準	国の基準と同じ	とおり
	保育の内 容	家庭的保育事業の規定に準じる	従う べき 基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	職員	1 事業の民民 (利限 (利用 る 会 を と と を と を と と と と と と と と と と と と と	従べ基準	国のじ	国の方針のとおり

事業所内保育事		(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育師とみなすことができる。			
業	設備の基準	小規模事業所内保育事業所は、 小規模保育事業A型の規定に準 じる。	参すき準(理備係部の従べ基準酌べ基 調設にる分みうき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内 容		従べ基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者と の連絡		参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
附則	食事の提 供の経過 措置	この省令の施行の日の前日に おいて現に存する児童福祉法第 39条第1項に規定する業務を目 的とする施設若しくは事業を行 う者が、施行日後に家庭的保育事 業等の認可を得た場合において は、この省令の施行の日から起算 して5年を経過する日までの間 は、食事、調理設備、調理員の規 定は、適用しないことができる。	従べ基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

附則	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従べ基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員 に関する 経過措置	小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	参すき準	国の基準と同じ	国の方針のとおり